

平成 25 年 3 月 20 日

各 位

株式会社 I S ホールディングス
代表取締役社長 遠藤 昭二問合せ先：総務部長 金子 歩
電話番号：03（6812）2200株主様問合せ先：株式会社ライブスター証券
専用電話番号：0120-440-480
専用メール：tob@live-sec.co.jp
特設サイト：<http://www.live-sec.co.jp/tob.htm>

ひまわりホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 I S ホールディングス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 2 月 4 日開催の取締役会において、ひまわりホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 2 月 5 日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 25 年 3 月 19 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
株式会社 I S ホールディングス
東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
- (2) 対象者の名称
ひまわりホールディングス株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,969,657(株)	486,200(株)	—(株)

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（486,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する対象者の普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の

下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。本公開買付けにより当社が取得する株券等の最大数（買付予定数と同数です。）は、対象者が平成24年11月14日に提出した第11期第2四半期報告書（以下「本第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数19,850,000株から、平成25年2月4日現在当社が所有する対象者普通株式数12,500,000株及び本第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する自己株式数380,343株を控除した株式数6,969,657株になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成25年2月5日（火曜日）から平成25年3月19日（火曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金113円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（486,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（5,583,530株）が買付予定数の下限（486,200株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（平成25年3月4日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成24年3月20日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	5,583,530株	5,583,530株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	5,583,530株	5,583,530株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	125,000個	(買付け等前における株券等所有割合64.20%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,285個	(買付け等前における株券等所有割合1.69%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	180,835個	(買付け等後における株券等所有割合92.88%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合0%)
対象者の総株主の議決権の数	194,676個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第11期第3四半期報告書（以下「本第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数（194,676個）に、本第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の単元未満株式2,100株から本第3四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在対象者が所有する単元未満自己株式43株を控除した2,057株に係る議決権の数（20個）を加えた議決権の数（194,696個）を、「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
株式会社ライブスター証券

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内17階

- ② 決済の開始日

平成25年3月27日（水曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）が公開買付代理人に開設した応募株主口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、当社が平成25年2月4日付で公表し

た「ひまわりホールディングス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場（以下「J A S D A Q市場」といいます。）に上場されておりますが、公開買付者は、公開買付者が対象者の発行済株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は J A S D A Q市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 I S ホールディングス 本店
株式会社大阪証券取引所

東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号

以 上